

学校感染症と健康管理

学校は常に大人数が共に生活する場であり、感染症が発生しやすい場所でもあります。子どもたちを感染症から守り、日々元気に学校生活を送れるよう、様々な視点から取り組んでいます。

- 感染症マニュアルの作成、運用
- 関係機関との連携、感染症サーベイランスの活用
- 保護者の方々への協力依頼

《日々の健康管理》

毎朝の健康チェック(体温、睡眠、食事、排泄、顔色、表情、…)、連絡帳への記載、担任への電話連絡、など

《体調不良時》

十分な自宅療養、状況報告の電話連絡、送迎の依頼、感染症発症時の対応、など

学校感染症に関する出席停止期間

※「〇〇後 3 日が経過し…」などの日数の数え方は、「〇〇した」日を0日目として、翌日が1日目と数えます。

※ その他の感染症は、流行状況を鑑みて、校長の判断で出席停止になることがあります。本人の家族が罹患した場合も同様に、出席停止になることがあります。

※ 本校では、感染症にかかると重症化する恐れがある子どもたちが多いため、他校とは一部異なった出席停止基準を設けています。例えば、ご家族が罹患した場合も同様に出席停止になったり、出席停止期間の「発症後5日…」が「診断後5日…」となっていたり、他校とは異なる点もあります。

※ 感染症発生時の各学部児童生徒の出席停止・学部閉鎖等について、随時状況を鑑み緊急・迅速に検討し対応します。なお学部閉鎖については、一人目の罹患者が出た時点より潜伏期間内に同学部(教職員を含む)で新たな感染者(疑いを含む)が出た場合は、原則として学部閉鎖とします。ただし、その場合においても緊急会議を開き学校医の助言を得て決定します。

※ 以下は基準として設けております。感染症にかかった、または発熱やおう吐等感染症を疑う症状がある場合には登校は控え、学校まで連絡することになっています。

《第1種感染症》

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。）

→ 出席停止期間 … 治癒するまで

《第2種感染症》

感染症	出席停止期間	家族が罹患した場合
インフルエンザ	診断後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで。	家族が左記の期間を満たすまで出席停止。ただし、すでに同じ型のインフルエンザに罹患し、治癒している場合は、診断後 48 時間経過するまでは登校を見合わせる。
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。	本人が予防接種を受けている、又は罹患歴がある場合は、健康チェックを十分に行った上で、登校できる。そうでない場合は家族が左記の期間を満たすまで出席停止。
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱後 3 日を経過するまで。（ただし、病状により感染力が強いと認められた場合はさらに長期に及ぶこともある。）	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。	
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消失した後 2 日を経過するまで。	
結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。	家族が左記の期間を満たすまで出席停止。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。	家族が左記の期間を満たすまで出席停止。

《第3種感染症》

腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎

病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止。家族が罹患した場合も同様。

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス

治癒するまで出席停止。家族が罹患した場合も同様。

感染性胃腸炎（ノロウイルス等含む）

症状が改善し、医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止。

家族が罹患した場合は、発症後 2 日間は自宅待機。それ以降は十分に健康チェックを行った上で登校可。

※ その他の感染症は、症状が治まり、全身状態が良い場合は登校可。家族が罹患している場合は、症状がなければ、マスク等感染予防に努めながら登校可。

（溶連菌感染症、マイコプラズマ、りんご病、RSウイルス、手足口病など）